

入院時食事療養費等の標準負担額等の支払免除の終了に係るレセプトの請求の取扱いについて（第17報）

平成24年3月診療分以降の請求の取扱い

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、支払いの免除期間を平成24年2月29日までとされました。

つきましては、このことに伴う、保険医療機関における平成24年3月1日以降の入院レセプトに係る診療報酬等の請求の取扱いについてお知らせいたします。

免除対象である被保険者が医療保険単独の場合

（紙レセプトによる請求）

- ・ レセプトの欄外上部に「災1」と記載します。
- ・ 一部負担金欄に「免除」と記載します。
- ・ 入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額を記載します。
- ・ 標準負担額分を被保険者から受領し、保険に対して残額を請求します。
- ・ 保険者が独自に実施する標準負担額の軽減に該当する場合は、特記事項の「19 低所」、療養の給付欄の「 」「 」または食事・生活療養欄の「3月超」等、診療報酬請求書等の記載要領に基づいて記載します。

（電子レセプトによる請求）

- ・ レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」と記録します。
- ・ 保険者レコードの減免区分に「2：免除」と記録します。
- ・ 摘要欄に「災1」と記録します。
- ・ 摘要欄に入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額を記録します。
- ・ 標準負担額分を被保険者から受領し、保険に対して残額を請求します。
- ・ 保険者が独自に実施する標準負担額の軽減に該当する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「19：低所」、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分に「1：低所得者」「2：低所得者（90日超）」「3：低所得者」等、記録条件

仕様に基づいて記録します。

免除対象である被保険者が医療保険と公費負担医療の併用である場合

(紙レセプトによる請求)

の記載に加え、公費の項について以下のとおり記載します。

- ・ 診療実日数について、公費の対象となる診療を行った実日数を記載します。
- ・ 点数欄には、「0点」と記載します。
- ・ 負担金額欄には、公費負担医療に係る患者が負担すべき金額を記載します。
- ・ 食事・生活療養費の欄には、公費負担医療に係る回数・基準額・標準負担額を記載します。
- ・ 標準負担額の軽減に該当する場合は、特記事項の「19 低所」、療養の給付欄の「 」「 」または食事・生活療養欄の「3月超」等、診療報酬請求書等の記載要領に基づいて記載します。

(電子レセプトによる請求)

の記録に加え、公費レコードについて以下のとおり記録します。

- ・ 診療実日数に、公費の対象となる診療を行った実日数を記録します。
- ・ 合計点数に「0点」と記録します。
- ・ 公費負担金額に、公費負担医療に係る患者が負担すべき金額を記録します。
- ・ 食事療養・生活療養に、公費負担医療に係る回数・合計金額・摘要欄に入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額を記録します。
- ・ 標準負担額の軽減に該当する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「19：低所」、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分に「1：低所得者 」「2：低所得者 (90日超)」「3：低所得者 」等、記録条件仕様に基づいて記録します。

なお、入院時食事療養費及び生活療養費を給付の対象としない公費負担医療を受給している場合は、これまでどおり医療保険単独の請求となりますので、 の記載、記録のみとなります。

上記の方法について、システム上の問題により、電子レセプトによ

る請求ができない場合は、紙レセプトで請求することとされました。

なお、レセプト作成の際には、記載、記録漏れの無いようお願いいたします。